

# 京城帝国大学付属図書館所蔵東洋法書の特徴

鄭 肯植

## はじめに

知識、とりわけ専門知識は、書籍の形態で保存されて後世に伝わってきた。近代において、このような書籍は図書館を媒介として保存された。図書館のこのような機能を考慮して、国家は図書館を制度的に保障している。つまり、図書館は「図書・記録・視聴覚資料・国家および地方行政資料・郷土資料ならびにその他必要な資料を蒐集・整理・保存し、公衆または特定人の利用に供せしめ、その調査・研究・学習・教養・レクリエーションその他社会教育に寄与することを目的とする施設」(大韓民国図書館法 [1963年制定] 第2条)であるとする<sup>1</sup>。そのため、国家は図書館を設置し、またはこれを奨励している。

このような状況は日本でも同様である。図書館は「図書記録ノ類ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閲覧ニ供シ其ノ教養及學術研究ニ資スルヲ以テ目的トス」(大日本帝国図書館令 [1899])とし、また「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」(日本国図書館法 [1950])をいう<sup>2</sup>。

法律や法学の知識は、紛争解決や国家政策の制度化といった目的から、実践性や専門性が高く、知識の保存や伝達は非常に重要であった。法の支配 (Rule of Law) を強調する近代に入ってから、法知識の保存や伝達はより一層重要性が高まった。また、朝鮮時代の中人階層のうちの法律家集団は、近代的な法学教育を受け、法に関わる専門職に就いた。このような法律家集団の形成と維持には専門的な教育が欠かせず、こうした教育は図書館で蒐集・整理した書籍をベースに進められた。

現在、韓国における図書館の歴史に関する研究はかなり蓄積されており、最近では京城帝国大学とその付属図書館についての本格的な研究成果もあらわれた<sup>3</sup>。だが、植民地朝鮮において法学研究を主導した京城帝国大学とその付属図書館に関する研究は、貴重法学書を中心としたもの<sup>4</sup>以外はほとんどない<sup>5</sup>。近年、国立ソウル大学校<sup>6</sup>のアイデン

<sup>1</sup> 図書館とは「図書館資料を蒐集・整理・分析・保存して公衆に提供することで、情報利用・調査・研究・学習・教養・生涯教育などに貢献する施設」である (同法 [2011] 第2条第1号)。

<sup>2</sup> 加藤一夫・河田いこひ・東条文規著、チェソットウ訳『日本の植民地図書館：アジアにおける日本近代図書館史』(ハヌルアカデミー、2009)、11-12頁を再引用。

<sup>3</sup> 鄭駿永「京城帝国大学と植民地ヘゲモニー」(ソウル大学校博士学位論文、2009)；鄭根植「京城帝国大学付属図書館の形成と運営：制度移植論と権力の再現のはざままで」『社会と歴史』87 (韓国社会史学会、2010)；鄭根植ほか『植民権力と近代知識：京城帝国大学研究』(ソウル大学校出版文化院、2011)参照。

<sup>4</sup> 崔鍾庫「ソウル大学校図書館所蔵貴重法学書の研究」『法史学研究』17 (韓国法史学会、1996)参照。

<sup>5</sup> ソウル大学校法科大学100年史でも、ごく簡単に1946年以後の法学図書館を扱っているのみである。ソウル大学校法科大学同窓会編『ソウル大学校法科大学百年史：1895-1995』(2004)、418-423頁参照。

<sup>6</sup> 2011年12月28日付で国立大学法人ソウル大学校に組織変更された。

ティティや歴史に関し、京城帝国大学およびそれ以前の法官養成所といった各種専門学校との関係が議論されている<sup>7</sup>。大学それ自体の連続は論外としても、学問の連続性では、京城帝国大学を無視できないであろうし、図書館やその所蔵図書もまた然りである<sup>8</sup>。

本稿は、植民地朝鮮において知識ヘゲモニーの最頂点にあった京城帝国大学付属図書館に所蔵された法学書のうち、東洋書の構成の特徴を検討する。まず、韓国に近代的な図書館が導入される過程と京城帝国大学付属図書館を概観した後、東洋法書の分類方式を紹介して全体的な概要を探り、最後に法学主題別の構成の特徴について言及する。本稿は、ようやく第一歩を踏み出した試論的な研究に過ぎない。このテーマを本格的に扱うには、まず植民地期の法学書の出版について全般的な状況を理解する必要がある。さらに日本（内地）と台湾の帝国大学図書館、そして植民地朝鮮の各種図書館（朝鮮総督府図書館、京城法学専門学校や普成専門学校の図書館など）の現況を把握しなければならない。これらをもとに比較・検討を加えれば、京城帝国大学付属図書館の特徴を明らかにできるであろうし、問題意識に合致した結論を導き出せると思われる<sup>9</sup>。だが、わたし自身、これらの作業を一人で行うにはあまりにもテーマが大きすぎると感じていることを告白したい。そこで本報告では、京城帝国大学付属図書館の東洋法書のみ限定して考察する。

## 1 京城帝国大学付属図書館の概要

### (1)韓国における近代図書館の導入

朝鮮時代にも書籍および文書を保存して閲覧に備える施設として奎章閣、弘文館、校書館、閔古観、皆有窩、集玉齋などがあったが、専ら保存を目的とする書庫として機能していたため、近代的な意味での図書館とは言い難い。「近代的な図書館」は、王や特権層の独占物ではなく、市民社会の全階層に普く奉仕することを目的とする。このような意味における近代的な図書館は、1895年の甲午改革以後に登場した。

1882年に日本を訪問した朝士視察団は、日本の近代図書館を見聞した。一行には、韓国初の近代図書館「大韓図書館」の設立運動を主導して発起人となった尹致昊や、『西遊見聞』で近代図書館である「書籍庫」について言及した兪吉濬が含まれていた。だが、このような努力も実らず、韓国での最初の公共図書館は、日本人を中心に1901年に釜山に設立されたものだった。1906年2月、尹致昊らは「大韓図書館」設立運動を展開した。最初は民間主導で進めていたが、同年3月に政府の支援を受け、両者が混合する形態で設立された。1908年12月には、大韓図書館に宗正府庁舎が使用され、奎章閣や宮中の所蔵図書がここへ移管された。しかし、1910年8月の日韓併合の結果、それ以上の発展

<sup>7</sup> 詳細については、本シンポジウムの崔鍾庫報告「ソウル大学校における京城帝大法学の遺産」を参照。

<sup>8</sup> 2006年に刊行された『ソウル大学校60年史』では、京城帝国大学をソウル大学校の前史として扱っており、図書館も1946年から述べられている。ソウル大学校60年史編纂委員会編『ソウル大学校60年史』1-19頁および123頁参照。ソウル大学校図書館50年史編集委員会編『ソウル大学校図書館五十年史：1946-1996』（1996）もやはり同様である。

<sup>9</sup> また、京城帝国大学付属図書館に所蔵された西洋法書は省いたが、この点も今後別の研究において補完すべき重要な課題である。

は遂げられなかった<sup>10</sup>。一方、私立専門学校の図書館には、1909年にセブランス病院医学校に附設された医学専門図書館と、1915年の延喜専門学校と1923年の梨花女子専門学校の図書館、1937年の普成専門学校の図書館などがある。

朝鮮総督府が1911年に公布した「朝鮮教育令」には「図書館(室)」についての言及はなく、文化統治期の1922年、「公立私立専門学校規程」において、備えるべき施設として「図書室」が規定された<sup>11</sup>。1923年に朝鮮総督府図書館が設置され、植民地朝鮮における代表的な図書館として位置づけられた。これは解放後の1945年10月に国立図書館となり、現在に至っている。米軍政が議会図書館を設立するため、同年12月に同館所蔵の法律図書の移管を要請したが、反対により霧散した<sup>12</sup>。

1924年5月に京城帝国大学官制が公布され、同年に京城帝国大学予科、1926年には法文学部が設置された。これに伴い、1926年に京城帝国大学付属図書館に関する法令が公布され、同年5月に設置された。以降、京城帝国大学および同大付属図書館は、京城大学、ソウル大学校を経て現在に至っている。

1895年に法官養成所が設置され、法学教育が実施された。これは1909年に法学校、1911年に京城専修学校、1916年には京城専門学校、1922年には京城法学専門学校へと名称を変え、1945年まで存続した。法官養成所には、教育などの目的で図書館が置かれ、その図書のうち法学図書は、現在ソウル大学校法学図書館に所蔵されている<sup>13</sup>。

## (2) 付属図書館の概要

現在、ソウル大学校中央図書館では、京城帝国大学付属図書館の図書を古文書として区分し、特別に管理している。1990年から奎章閣資料については奎章閣(2006年以後は奎章閣韓国学研究院)が管理している。2011年11月現在の古文書の状況は以下の通りである<sup>14</sup>。

表1 ソウル大学校中央図書館蔵の古文書

区分		総冊数	古文書資料*	貴重本	個人文庫**
1945年以前蒐集	東洋書	185,553	185,170	364	
	西洋書	123,887	123,640	247	
	小計	309,440	308,810	611	
1945年以後蒐集		102,185	45,135		57,050
総計		411,625	353,945	611	57,050

\* 総冊数から貴重本を除いたもの。 \*\* 一簣文庫、カラム文庫などの寄贈資料。

<sup>10</sup> この部分の叙述は、ソウル大学校法学大学院の金那英司書の助力を得た。もともと、同叙述の文責は筆者にある。

<sup>11</sup> 「公立私立専門学校規程」(朝鮮総督府令第21号、1922.4施行)第5条①校舎には次の各室を具備しなければならない。(省略)3.その他必要な…図書室…など各室(以下略)。

<sup>12</sup> 元鍾麟「朴奉石の図書館思想研究」『朴奉石の生涯と思想』(太一社、2000)、46-48頁参照。

<sup>13</sup> 法学図書館には、1910年以前に刊行された本が約1,200冊、植民地期に発行された本が約5,200冊所蔵されている。『大典会通』や『大明律』などには「法官養成所蔵書印」や保管位置などが記されている。

<sup>14</sup> ソウル大学校中央図書館で提供している統計をベースに筆者が推定したもので、実際に調査しない限り正確には分からない。

1926年に設置された京城帝国大学付属図書館は、1945年当時、蔵書数では朝鮮総督府図書館を凌駕する植民地朝鮮で最大の図書館であった。以下、付属図書館の蔵書構成の一般的な特徴について考察する。

まず、蔵書規模について見よう。1935年を基準とすれば、3つの私立専門学校図書館の総蔵書数が94,423冊である一方、京城帝国大学付属図書館の蔵書数は368,156冊でこれらの4倍水準である<sup>15</sup>。そして1930年、1935年、1940年の京城帝国大学の全体予算平均2,382,435円のうち、全体の図書購入予算は平均43,350円で全体の1.81%であった<sup>16</sup>。

蔵書収入の現況を把握することのできる1926年から1932年までの蔵書増加の特徴は、以下の通りである。まず、1926年の設置後から1945年までの総蔵書数が約552,000冊であることから、毎年約26,280冊増加しているが、奎章閣の資料約12,800冊を除けば約20,190冊になる。1926年から1932年までの蔵書は毎年48,453冊増えたが、奎章閣の資料を除くと27,089冊になる。そして奎章閣の資料を除いた東洋書の増加は年平均で18,075冊、西洋書は10,367冊であるから、東洋書が1.7倍ほど多い<sup>17</sup>。これは、京城帝国大学付属図書館の蔵書蒐集が植民支配と無関係ではなかったことを物語っている。

## 2 東洋法書の特徴

### (1)東洋法書の分類法

京城帝国大学付属図書館では、東洋書（和漢書）の分類に関して基本的に十進分類法を採用しつつ、独自の構成を行った<sup>18</sup>。現在ソウル大学校中央図書館に所蔵されている『京城帝国大学付属図書と漢書分類表』の分類体系は以下の通りである<sup>19</sup>。

表2 『京城帝国大学付属図書と漢書分類表』の分類体系

分類番号	大分類	小分類
0000	一般図書	事彙（百科事典）(0100)、叢書（0200）、隨筆および雜書（0300）、図書・書誌学（0400）、図書館（0500）、博物館（0600）、学会（0700）、新聞および雑誌（0800）
1000	哲学	一般、倫理学（1100）、心理学（1200）、中国*哲学（1300）、諸子（1400）、宗教（1500）、神道（1600）、仏教（1700）、宗派（1800）、基督教（1900）
2000	教育	一般、初等教育（2100）、家庭教育（2200）、芸術（2300）、書画・骨董（2400）、工芸芸術（2500）、音楽（2600）、演劇（2700）、娯楽（2800）、家事（2900）

<sup>15</sup> 以下の叙述は、尹升鉉「日帝下におけるわが国の大学図書館に関する研究：特に京城帝国大学付属図書館を中心に」（成均館大学校碩士学位論文、1977）、20頁。

<sup>16</sup> 1953年に日本の文部省が提示した全体予算に対する図書購入予算の基準は3-4%である。文部省大学学術局『国立大学図書館改善要項及びその解説』、伊升鉉、前掲論文、40頁を再引用。

<sup>17</sup> 伊升鉉、前掲論文、53-57頁。

<sup>18</sup> 朝鮮総督府から移管された奎章閣図書は別途整理して含めていない。

<sup>19</sup> 西洋書については、アルファベットを用いて次のように大分類している：A（総類）、B（哲学）、C（宗教）、D（教育）、E（芸術）、F（文学）、G（言語）、H（歴史）、J（伝記）、K（地理）、L（法学）、M（政治）、N（経済）、P（産業・経営）、Q（財政・金融）、R（社会）、S（統計）、T（民俗・人類）、U（自然科学・医学）、V（工学）、W（農学）、X（軍事）、Y：定期刊行物（製本）、Z：定期刊行物（未製本）、YY：新聞。

分類番号	大分類	小分類
3000	文学	一般、国文学 (3100)、時代別日本文学 (3200)、朝鮮文学 (3300)、中国文学 (3400)、欧米文学 (3500)、語学 (3600)、国語 (3700)、朝鮮語 (3800)、その他の外国語 (3900)
4000	歴史	一般、日本史 (4100)、朝鮮史 (4200)、中国史 (4300)、西域史 (4400)、西洋史 (4500)、伝記 (4600)、地誌 (4700)、アジア (4800)、ヨーロッパ (4900)
5000	法律	一般、法制史 (5100)、国法学 (5200)、刑法 (5300)、政治 (5500)、行政 (5800)、植民・移民 (5900)
6000	経済	一般、商業 (6100)、交通 (6200)、財政 (6300)、社会 (6500)、風俗 (6600)、統計 (6800)
7000	数学	一般、理学 (7100)、物理学 (7200)、天文学 (7300)、博物学 (7400)、医学 (7600)、衛生学 (7700)、内科 (7800)、皮膚病科 (7900)
8000	工学	一般、土木工学 (8100)、建築学 (8200)、機械工学 (8300)、電気工学 (8400)、鉱山学など (8500)、航海術 (8600)、工業 [発明などを含む] (8700)、化学工業 (8800)、手工業 (8900)
9000	産業	一般、農業 (9100)、園芸 (9200)、造園 (9300)、林業 (9400)、畜産 (9500)、養蚕 (9600)、水産 (9700)、軍事 (9900)

\*原文は支那だが、中国に修正した (以下同じ)。

この分類表の特徴は以下の通りである。付属図書館が設立された 1926 年頃に作成したと推測され、自然科学 (3 分類) より人文社会科学 (6 分類) を優先した。また、この分類表は十進分類法とアラビア数字を使用しており、主題分類で関連のある新書部の分類表、満鉄京城鉄道図書館分類表、京都大学和漢書分類表のうち、京都大学のものの影響を強く受けた<sup>20</sup>。

上記大分類のうち法書は 5000 番に当たり、詳細な内訳は以下の通りである。

5000 法律 (法律学・法理学)

5100 法制史 : 5110 古代法制、5111 公家制度、5112 武家制度、5113 地方制度、5114 官職、5115 儀式典制・有職故実<sup>21</sup>、5120 朝鮮法制<sup>22</sup>、5130 中国法制、5140 外国法制、5141 羅馬法

5200 国法学 : 5210 憲法

5300 刑法 : 5301 総則、5305 判決例、5306 刑事学・刑事政策・犯罪

5310 民法 : 5311 総則、5312 物権法、5313 債権法、5314 親族法、5315 相続法、5316 登記法、5317 借地借家法、5318 判決例

5330 商法 : 5331 総則、5332 会社法、5333 商行為法、5334 手形法、5335 海商法、5336 保険法、5337 商業登記法、5338 判決例

5350 訴訟法 : 5351 刑事訴訟法、5353 民事訴訟法、5354 強制執行・競売法、5355 破産法・和議法

5360 裁判所 (附 : 公証人・弁護士等・陪審法)

<sup>20</sup> ユ・ジェア「京城帝国大学付属図書館〈和漢書分類表〉研究」『図書館報』130 (ソウル大学校中央図書館、2008) 参照。

<sup>21</sup> 5100-5115 は日本法制史である。

<sup>22</sup> 5121 古法典、5125 官制、5126 兵制、5127 賦役、5129 雑書に細分されている。

5370 国際法：5375 国際私法  
 5380 判決例  
 5390 法令集（附：書式）  
 5500 政治：5510 政治学・国家学・国家および国体論、5520 政治史、5530 各国政治事情  
 5600 議院：5610 選挙、5620 政党  
 5700 外交：5710 外交史、5720 条約、5730 国際問題・国際会議、5740 東洋および中国問題  
 5800 行政：5810 行政法、5820 官庁・官制・官吏、5830 褒賞・恩給・勲章  
 5840 内務行政：5841 戸籍、5842 警察・消防、5843 刑務所、5844 著作権法・出版法・新聞紙法  
 5850 地方行政：5855 府県制、5856 町村制、5858 地方改良  
 5860 都市行政：5864 都市計画、5865 都市経営事業  
 5880 行政裁判  
 5900 植民・移民：5950 日本、5960 外国

法律の大分類である 5000 番代の特徴は以下の通りである。①政治、行政、そして植民および移民を含むが、行政法や裁判は行政に含めて法律から分離した。②憲法よりも国法学を上位に置いた<sup>23</sup>。③実定法は法典の編制に忠実に従っている。④判決例と法令集を独立させた。⑤刑事政策を置いているにもかかわらず、刑務所は行政として分類しており、著作権法などもやはり行政に分類した。全体的に実定法体系の区分には従いつつも、国法学と行政を強調するなど、国家主義的・規制的性格が強い。ただし、刑事訴訟は刑法の下位分類ではなく、訴訟法として分類し、民事訴訟および強制執行、破産法などを包括する民事手続きに置いた<sup>24</sup>。

## (2)東洋法書構成の特徴

本項では、狭義の法書である 5000-5300 番代の法書を分析対象とする<sup>25</sup>。東洋書の単行本は全体で 185,553 冊あり、このうち法書は 11,272 冊で全体の 6.07%を占めている<sup>26</sup>。

### 1) 主題別冊数

主題別冊数は表 3 の通りである。特徴としては、中国法制史の書籍が最も多く 5,966 冊と全体の 52.93%を占め、法制史全体では 6,860 冊の 60.86%と圧倒的である。その次は民法で、1,101 冊の 9.77%である。憲法を含む国法学が 2.7%と少なく、その他の実定法は 2-5%を維持し、裁判所や国際法の比率が 2%以下と低い。そして、法令集も 5.7%

<sup>23</sup> 国際日本文化研究センター第 42 回国際研究集会（2012.2.10-12、京都）「帝国と高等教育—東アジアの文脈から」に参加した石川健治（東京大学法学部教授）の指摘によれば、東京帝国大学図書館での分類は憲法が上位分類で国法学が下位分類だということ。これもまた植民地の帝国大学の特性を反映しているものと見ることができよう。

<sup>24</sup> しかし、刑事判決例は刑法の下位にもあり、分類が一貫していない。一方、ソウル大図書館では、刑事訴訟法は刑法と同じ 345 で、民事訴訟法は 347 に分類される。

<sup>25</sup> 以下は、ソウル大中央図書館のデータベースを利用したもので、実際の調査結果とは異なる場合もある。

<sup>26</sup> ソウル大学校における単行本を基準とした法学図書比率は 4.42%（136,655 / 3,225,707 × 100）で、医学・歯医学分館を除けば、4.57%（136,655 / 2,988,200 × 100）になる（2011 年 11 月 30 日現在）。

と比較的高い比率を示している。

主題別冊数は、植民地朝鮮における京城帝国大学の特徴をよく表している。中国法制史が圧倒的優位を占めている点に<sup>27</sup>、侵略の前哨基地として中国研究の基礎資料を充実させたことが反映されている。

表3 主題別冊数

中分類	冊数 (%)	中分類	冊数 (%)	中分類	冊数 (%)
5000 法律一般	601 (5.33)	5200 国法学	301 (2.67)	5370 国際法	157 (1.39)
5100 日本法制	667 (5.92)	5300 刑法	470 (4.17)	5380 判決例	269 (2.39)
5120 韓国法制	154 (1.37)	5310 民法	1,101 (9.77)	5390 法令集*	593 (5.26)
5130 中国法制	5,966 (52.93)	5330 商法	470 (4.17)		
5140 外国法制	50 (0.44)	5350 訴訟法	383 (3.40)		
5141 ローマ法	23 (0.20)	5360 裁判所	49 (0.43)	総計	11,272

\* 1948年に韓国で刊行された18冊が「5390」に含まれている。

## 2) 発行年度別冊数

続いて、法書の発行年度別所蔵状況を見てみよう。発行年度が最も古いものは、1506年（正徳元）に崇古堂から刊行された木版本（日本）の林景范『朝鮮官職考（巻1）』である。一方、最も新しいものは、1957年に東京で刊行された弘瀬重正編『高知県永小作権ニ関スル請願書草案』で、10ページほどの小冊子である。

表4 発行年度別冊数

年 度	冊数 (%)	年 度	冊数 (%)	計	
16世紀	179 (1.59)	1906-1909	415 (3.68)	年 度	冊数 (%)
17世紀	289 (2.56)	1910-1919	450 (3.99)	1867以前	1,844 (16.36)
18世紀	356 (3.16)	1920-1924	354 (3.14)	1868-1909	2,866 (25.43)
1800-1867	1,020 (9.05)	1925-1929	1,160 (10.29)	1910-1924	804 (7.13)
1868-1879	242 (2.15)	1930-1934	966 (8.57)	1925-1944	4,008 (35.56)
1880-1889	1,320 (11.71)	1935-1939	1,176 (10.43)	1945以後	30 (0.27)
1890-1905	889 (7.89)	1940-1944	706 (6.26)	未 詳	1,719 (15.25)

1867年以前に刊行された本は1,844冊（16.36%）、明治維新（1868）以降日韓併合（1910）前までは2,866冊（25.43%）、京城帝国大学設置（1924）前までは804冊（7.13%）、1944年までは4,008冊（35.56%）である。未詳の1,719冊のうち、書名などから近代以降と思われる資料は104冊程度で、その他はそれ以前のものだが、これはほと

<sup>27</sup> 他分野における中国や満洲国などに関する本を含めると、その比率はさらに高まる。

んどが中国法制に関する書籍である。1924年の京城帝国大学設置以前に刊行された本は約7,100冊余りで全体の63%を占める。これは、後発の帝国大学である京城帝国大学が積極的に図書の入力を推進していたことを証明している。京城帝国大学付属図書館は、古い時代に刊行された書籍をかなり備え、設置時期は遅れたものの優れた蔵書を有していた。

1945年以降に刊行された30冊のうち、上記弘瀬重正や石尾一郎助『民法代理論』（東京：1950）、そして中国語で書かれた国際連合編『連合憲章及国際法院規約』（New York:1946）などが外国書籍である。その他はすべて韓国書籍で、個人著書が3冊<sup>28</sup>、法務部調査局が発行した「法務資料」が18冊（1948）、司法部法律調査局が刊行した「各国憲法叢輯」が4冊（1947）、海軍総司令部と法制処が刊行した本がそれぞれ1冊ずつである<sup>29</sup>。

### 3) 定期刊行物

京城帝国大学付属図書館に所蔵された定期刊行物は、全2,513冊である。定期刊行物には単行本として分類された法令集や判決集があり、法律関連の新聞、統計や年報、そして学術誌がある。

法令集では、1868年に内閣印刷局が刊行した『法令全書』と、朝鮮総督府・帝国地方行政学会が刊行した『朝鮮法令輯覧』など10冊、判決集は1888年に法曹会が刊行した『大審院刑事判決抄録』をはじめ、官撰・私撰の全15種がある。また、11種の統計や年報、41種の学術誌、5種の法律新聞がある。さらに、中国や台湾に関する法令集、判決集、公報、学術誌などが12種所蔵されている。

### (3)東洋法書の内容における特徴

本節では、東洋法書の内容について考察する。だが、内容について本格的に接近するには、明治以後における日本の近代法学史を網羅せねばならず、一研究者が単独で行うことはできない。よって、ここでは個別の内容ではなく、種数や全集を主な対象として、全体的な枠組みと構成上の特徴に焦点を絞りたい<sup>30</sup>。

#### 1) 法学一般（5000）

これに該当する種数は全387種で、発行年度はすべて1868年以後だが、これは性質上当然である。1868-1924年の発行が56種、1925-1944年の発行が324種である。

分類表にあるように、法哲学（法理学）の著書と各種論叢、辞書がある。特に貴重書としては、日本の司法省が1883年に刊行した『法律語彙初稿』がある。これには全集類が含まれているが、『法律学説判例総覧』（法律評論社、1925-36；32冊）、末弘巖太郎編『現代法学全集』（日本評論社、1928；39冊）、『新法学全集』（日本評論社、1936-38、1942-44；36冊）、三笠書房編『法律学全書』（1938；10冊）、『法学叢書』（日本評論社、

<sup>28</sup> 金容海『朝鮮人事通信路』（1946）、張承斗『刑事訴訟法要講』（1949）、同『刑法総論重要問題解答』（朝鮮科学社、1949）などである。

<sup>29</sup> 『軍法会議解説』（1948）、『法制資料』（1949）などである。

<sup>30</sup> 本稿では、特別な場合を除いて書名のみを引用する。書籍の著者などの具体的な書誌事項は、ソウル大学校中央図書館（<http://library.snu.ac.kr/index.ax>）で検索可能である。



1942 ; 10 冊)、『現代外国法典叢書』(有斐閣、1939-42 ; 9 冊)などがこれに当たる。

注目すべきものとして、日本法理研究会が発行した『日本法理叢書』(1940-44 ; 39 冊)と『日本法理研究会事業概要』(1942)がある。また、朝鮮総督府発行『慣習調査報告書』(1910)と1948、1949年の韓国書籍のほか、満洲国に関する3冊がある。

## 2) 法制史および外国法

### ①日本法制 (史)

全部で6つの小主題からなり、一般以外に5つの分類が時代別に細分化されている。

一般には90種があり、その内容は以下の通りである。日本精神協会発行『大日本詔勅謹解』(1934 ; 7 冊)、伊藤博文編『秘書類纂』(秘書類纂刊行会、1934-6 ; 22 冊)、帝国学士院編『帝室制度史』(1937 ; 6 冊)、武田祐吉監修・参浦藤作解『歴代詔勅全集』(1940 ; 8 冊)。なお、日本以外の書籍としては、臨時台湾土地調査局編『台湾旧慣制度調査一斑』(1901)と朝鮮総督府法務局行刑課編『司法制度沿革図譜』(1937)がある。

小主題別の主な書籍は以下の通りである。

古代(5100)には、1868年以前の16種を含め41種がある。太宰純撰『経済録』(1729 ; 6 冊)、伊藤長胤輯『制度通』(施政堂、1797 ; 8 冊)、中井竹山『草茅危言』(懷徳堂記念会刊、1942 ; 5 冊)などは全集である。

公家制度(5111)には次の資料がある。令集解(1867)、延喜式(1828 ; 50 冊)・延喜式考異(1828、11 冊 [附録3 冊])・校訂延喜式(1929)・九条家本延喜式(5 冊)、類聚符宣抄(1930)、令義解(1650 [11 冊]、1800 [10 冊])。掛け軸では年中行事秘抄(4 点)、九条家本延喜式儀礼関係(5 点)などがある。

武家制度(5112)には次の資料がある。下知例、憲法要輯、御觸書寛保集成、御觸書天明集成、徳川禁令考、徳川礼典録、張紙留、官中秘策。

地方制度(5113)には次の資料が見える。河内狭山藩御条目、丹波柏原藩御条目、肥後熊本藩制法、加賀藩関屋録、五人組法規集、牧民金鑑、尾張国解文。

官職制度(5114)には次の資料が挙げられる。明治職官沿革表・明治職官沿革表附録、藩国官職通考、官制沿革略史、女官通解、職原抄引事大全、武家職官考、職原抄。

儀式典制・有職故実(5115)には、故実叢書(1900、136 冊 [2 種])、装束拾要鈔、有職問答、禁秘抄講義、図書寮記録、江家次第、昭和大礼京都府記録、文武衣装文様図(26 枚)などがある。

この分野では基本的な史料を中心に研究書が相当に整備されていたものと思われる。

### ②韓国法制 (史)

これに含まれる本は全部で154冊だが、そのうち増補文献備考が51冊で3分の1を占める。残りは朝鮮総督府中樞院が発行した校訂大典会通、秋官志などの法典・法書、および各種研究書や近代の法典などが中心である。そして司法官に関する朝鮮総督の訓示と、郷約や契に関する研究など、朝鮮総督府の政策に見合った資料が所蔵されている。なお、林景范『朝鮮官職考』(1506)、小田管作『象胥紀聞(拾遺)』(草梁館、

1850)<sup>31</sup>など、日本人の韓国に対する著述も蒐集している。

全体的に見ると、韓国法制関連の資料は充分ではない。もちろん奎章閣資料が移管されたため、朝鮮時代の資料を蒐集する必要性は日本や中国のそれと比べて少なかったはずである。統一法典国家であった朝鮮時代は、継続的に法典が編纂され、『詞訟類聚』や『儒胥必知』といった私撰法書も刊行された。1865年または1866年に刊行された『奎章閣書目』などには、朝鮮の法書71種と中国や日本の法書3種が見える<sup>32</sup>。また、1909年の『帝室図書目録』にも、各種法典や法書がある<sup>33</sup>。それだけでなく、開化期には法が富国強兵の要諦と認識され、それらは日本の諸制度を参照したものではあったが、法学教科書など数多くの法書が出版された<sup>34</sup>。代表的な著書として、官撰の『刑法大全』およびその仏語本である *Le Code Pénal de la Corée* (R. Crémazy 訳、1905)、そして『法規類編』(1896、1908)、『法規統編』(1909)、『現行大韓法規類纂』(1907)、『現行韓国法典』(1910.7)が、私撰としては『新式儒胥必知』、『新旧刑事法規大全』(張燾編、1907)、『司法法規類纂』(1910.7)などが挙げられる。このうち京城帝大に所蔵された本は、法典の『法規類編』『法規統編』『現行韓国法典』『新旧刑事法規大全』と『刑法大全』の仏訳本 *Le Code Pénal de la Corée* くらいであり、開化期の教科書は全く蒐集されなかった<sup>35</sup>。

このような現象は、京城帝国大学における法学研究の属性を反映するものと理解できよう。日本人であった京城帝国大学教授らは、彼らが暮らす朝鮮ではなく、普遍法学や日本の法学を研究した。そのため、彼らにとって朝鮮時代そして開化期は、無視すべきもの、あるいは歪流に過ぎなかったのであろう<sup>36</sup>。

### ③中国法制(史)

中国法制史に関する本は全体の過半数を占め、最も蔵書量が多い。最大の特徴は、大部の資料集が多いことである。資料集は法典・礼書や類書はもちろん、皇帝、治民など、様々な領域にまたがっている。代表的なものだけを挙げると以下の通りである<sup>37</sup>。

(唐)魏徵等編、群書治要(50冊、1787/25匣)

大清仁宗受天興運敷化綏猷崇文經武孝恭勤儉端敏英哲睿皇帝聖訓(110冊、1824/80匣)

<sup>31</sup> これは韓国語に翻訳された。小田幾五郎著、栗田英二訳註『象胥紀聞：対馬島通事が見た18世紀韓半島文化』(二会、2005)参照。

<sup>32</sup> これについては、拙稿「法書の出版と普及から見た朝鮮社会の法的性格」『ソウル大学校法学』(法学研究所、2007)、特に109-111頁参照。

<sup>33</sup> 宮内府奎章閣図書課編『帝室図書目録』(1909)参照。法書は史部の「政書類」と子部の「法家類」にある。

<sup>34</sup> 詳細は、崔鍾庫『韓国法学史』(博英社、1995)および金孝全『近世韓国の法制と法学教育』(世宗出版社、2006)を参照。

<sup>35</sup> これは、法官養成所蔵書の寄贈を受けた現ソウル大学校法学図書館の蔵書と比較しても明らかである。京城帝国大学付属図書館にない『大典会通』『大明律』『法国律例』『欽欽新書』といった古書や、田中正身・四位義正、李興洙訳『(日韓文対照)韓国民刑訴訟法註解』(広学書舗、1909)などが、法学図書館に所蔵されている。また、高麗大学校の前身である普成専門学校で使用された法学教科書は30種余りある(丘秉朔「法学教育および研究論著に関する研究：公法分野」；金亨培「普専の法学教育と韓国の近代化：私法分野を中心に」『近代西学問の受容と普専』[高麗大学校、1986]、199-201頁、265-268頁参照)。しかし、これらの教科書は、京城帝国大学図書館には所蔵されていない。

<sup>36</sup> 韓国法制史を研究した京城帝大法学教授がいたのかについては、別途検討が必要である。

<sup>37</sup> ちなみに、朝鮮で刊行された『(校訂)大明律直解』もこれに含まれている。

許之璇初校・史悠咸覆校、大金集礼（40冊、1895／4匣）  
 王圻纂輯、続文献通考（254冊、1603／80匣）  
 歴代名臣奏議（48冊）、張薄、歴代名臣奏議（48冊、1635）  
 （宋）李綱・（明）佐光先選、李忠定公奏議（冊15／5冊）<sup>38</sup>  
 （唐）呉兢、貞観政要（10冊、総田屋平右衛門、1823／10冊）  
 （民国）陳垣校補、沈刻元典章校補（大学研究所国學門、1931／5冊）  
 （清）伯麟等編、（欽定）兵部則例（1809／133冊）  
 大清律例彙輯便覧（1877、宝善堂／27冊）  
 大元聖政国朝典章（60冊）（1908／2匣）  
 大元聖政国朝典章新集（1908／2冊）  
 刑案匯覽、五代会要、東漢会要、西漢会要、唐会要、明会要、通制条格（6）  
 大清会典（141）、大清律例（26）、欽定大清律例（26）、唐明律合編（8）、欽定大清会典（36）、欽定大清会典（75）、欽定大清会典事例（384）  
 大明会典（50）、皇朝經世文編（60）、大明律集解附例（10）、国朝典彙（59）、雍正硃批諭旨（112）、  
 [考訂] 大唐六典（14）、大唐六典（15）、文献通考（150）、皇朝文献通考（160）、欽定続文献通考（120）、通典（50）

これらは、当時における中国法制関連資料のほぼ全てを網羅するほど膨大であるが、一方で研究書は少ないといえる。また、満洲国と中国の法令・裁判および慣習に関する書籍もやはり無視できない量を収めており、具体的には以下の通りである。

関東州土地制度論、東北五省地方法令、東三省政略（40／47）<sup>39</sup>、東三省主要官庁指令、東三省地方法令、満洲旧慣調査報告（9）、蒙古民族の慣習法、蒙古律例、清代満洲土地政策の研究、華北地券（契）制度の研究、黒龍江省植民ニ関スル省単行土地法令、（増訂）国民政府現行法規、大清光緒新法令（20）、大清光緒新法令、大清法規大全（46）、民国法規集刊総目録（10）、立法専刊、中華民國法規大全補編、中華民國法令訳文、支那法規類纂、刑法詳解、司法院最高法院判解例要旨彙編、中国司法制度、最高法院判例彙編（5）、最高法院解釈法律文件、最高法院解釋法律文件彙編（5）

これらの蔵書から、日本の満洲進出のために朝鮮がその前哨基地としての役割を担ったように、大学——京城帝国大学——もその役割を忠実に果たしたことを物語っている。

#### ④外国法・ローマ法

両者の合計は73冊に過ぎない。外国法は主にドイツ法で、ドイツ法学に傾倒していた当時の京城帝大の雰囲気が反映されている。注目すべきは、『現代外国法典叢書』18冊が所蔵されており、ローマ法も学術書と翻訳書が揃っている点である。また、モンゴルや

<sup>38</sup> この本の印記を見ると、本来は大韓帝国図書であり、奎章閣中国本として分類されるべきだが、朝鮮総督府を経て京城帝国大学に引き継がれた。このような経緯の本に関しては、綿密な調査が必要である。

<sup>39</sup> 東三省政略は、目録上では47巻となっているように見えるが、40巻のみが所蔵されている。全集の場合、全体の巻数と所蔵巻数はこのように表記する。

植民地およびソビエト法に関する著書もある。具体例を挙げると以下の通りである。

『蒙古法の基本原理』(1943)、『蒙古慣習法の研究』(1935) [Ryazanovski, B. A. 著]、『欧洲各国植民地法制概要』(1911)、『大東亜旧英領地域の法律』(1944)、『仏印に於ける公田制度の研究』(1944) など

### 3) 公法など

#### ① 国法学・憲法

国法学が独立したカテゴリーで区別されている点が、当時の時代像を反映している。特に「国体」についての著書が多く、文部省が編纂した憲法や国体関連の図書が以下のように数多く所蔵されている。

文部省編『日本国体・帝国憲法の歴史的基礎・我が国体と教育勅語・帝国憲法制定の精神・欧米各国学者政治家の評論・国体と帝国憲法』(1935)、『最近に於ける国家学説・帝国憲法に就いて・大日本帝国憲法の根本義・帝国憲法制定の由来』(1936)、『新体制の基礎帝国憲法論』(1943) など。

また、外国憲法に関する著書もある。

「アルゼリー憲法の発達」ノ附録、『ブラジル合衆共和国憲法』(1936)、『「チェコスロヴァキア」共和国憲法』(1920)、『英米仏比較憲法論』(1893)、『ポーランド共和国憲法』、『ナチス独逸国の修正憲法』(1938)、『ナチス・ドイツ憲法論』(1939、1941)、『「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦憲法』(1931)、May, Thomas Erskine 著、島田三郎・乗竹孝太郎訳『英国憲法史』(6冊、1883) など。

大日本帝国憲法の制定に関する著書および中国や満洲国についての著書があり、美濃部達吉の天皇機関説を論駁する著書を所蔵する。

憲法制定：『軍遂編制権ト国会ノ予算権トノ関係ニ関スルモッセ答議』、『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』(1939)、『日本憲法とグナイスト談話』(1939)、『憲法制定とロエスレル』(1942) など

中国および満洲：『中華民国憲法』(1929)、『中国憲法史』(1933)、『中華民国憲法草案』(1936)、『中華民国憲法案之評議』(1913)、『満洲国基本法大綱』(1940)、『満洲帝国基本法模範解答全集・満洲国基本法』(1943)、『中俄約章会要』(3冊、1878) など

天皇機関説への反駁：『美濃部博士の日本憲法論批評』、『天皇機関説』、『美濃部博士の大権蹂躪』、『天皇機関説の撲滅戦』(1935) など

比較憲法的な関心から、様々な国の憲法についての著書が所蔵されており、全体的に戦時期の日本の影響がそのまま反映されている。

#### ② 刑事法

刑法では、総類のほかに下位分類として総則、判決例、刑事学、刑事政策、犯罪を置

いている。刑事法には基本的な著書が備わっている。また、朝鮮的な特徴を反映する著書や、三・一運動に対する高等法院の予審決定書と1930年の予審終結決定書があり、大邱土木事件や京城土木事件に関する膨大な数の資料がある<sup>40</sup>。時代の雰囲気を反映した全体主義的な刑法書や犯罪学の著書があり、満洲国と中国に関する書籍もある。

基本書：Liszt, Franz V、吾孫子勝・乾政彦訳『独逸刑法論』（1908）、牧野英一『刑法研究』（10冊、有斐閣、1919）

朝鮮を対象：『朝鮮制裁法規』（1930）、池田良之助『朝鮮版刑法講義』（文林堂、1936）、張燾『新旧刑事法規大全』（1907）、不破武夫編『朝鮮特別犯罪資料 [1933-1937]』（5冊、写本、1938）など

三・一運動：「大正八年万歳事件ニ関スル高等法院予審決定書」、「昭和五年四月八日予審終結決定書写」

土木事件：「高等法院に於ける大邱土木事件連合審判上告趣意書説明其他」、「高等法院に於ける大邱土木事件上告趣意書説明速記其他」（1931）、および「京城土木談合事件高等法院判決書」「京城土木談合事件証拠調ノ申請・在野法曹諸家の談合無罪論摘録・請負業者の所謂談合に就て」（1935、1936）、「京城地方法院」（34種、1933）、「京城覆審法院」（33種、1934）など

全体主義の刑法理論書：『団体主義の刑法理論』（1935）、『暴力行為処罰法令義解』（1935）、『保安処分法の理論』（1936）、『改正刑法仮案とナチス刑法綱領・全体主義的刑法観』（1941）、および武俠社（Buraisha）編『近代犯罪科学全集』（15冊、1929）など

満洲国など：『満洲刑法分則講義』（1912）、『中華民国刑法集解』（1929）、『中華民国刑律論』（1928）、『中華民国刑法』（1930、1934）、『中国歴次刑法比較』（1934）など

植民地朝鮮において、刑事法は強圧法としての作用に関し、朝鮮の特殊事情を考慮・研究する必要があった。そのため、ほかの実定法よりも朝鮮に対する研究が多かった。

### ③国際法

William A. P. Martin『万国公法』（1864）<sup>41</sup>や『公法便覧』（1877）<sup>42</sup>といった初期資料が所蔵されている。特徴的なのは、国際法を平時と戦時に区分し、一般国際法21種のうち初期のものとしては外国学者の翻訳書が3種<sup>43</sup>あり、1911年からは日本学者の著書が増えている点である。平時国際法には1869年から1942年まで26種、戦時国際法は1900年から1940年まで16種、そして中立に関する本は2種ある<sup>44</sup>。

そして、各国海戦関係法令（海軍大臣官房編・発行、27冊、1914）、中国の法書であ

<sup>40</sup> 大邱土木事件は、朝鮮高等法院の聯合部判決である。「瀆職詐欺被告事件」[昭和25年刑上第175、177、178号、1931年7月30日聯合部決定、1931年7月30日刑事部判決破棄自判]（朝鮮高等法院判決録、第18巻、49-134頁参照）。

<sup>41</sup> 丁臚良著／李常華校、崇実館発行。

<sup>42</sup> Theodor D. Woolsey 著／(清)丁冠西訳。

<sup>43</sup> (独) Martens, F. von／有賀長雄訳『条約批准拒絶論』（筆写本）、Martens, F.／中村進午訳『国際法』2冊（1900）、巴倫馬兒頰（Martens, C. Baron de）(独)／福地源一郎訳『外国交際公法』2冊（無鳥郷、1869）。

<sup>44</sup> 『米国の新中立法を剖判して日支紛争との関係に及ぶ』（1937）、『米国中立法の意義及其適用に就て』（1937）。

る各国交渉公法論（16冊、1894）などがある<sup>45</sup>。また、日本の事件を分析した日清・日露戦争についての分析書もある<sup>46</sup>。中国との関連では、主に治外法権の撤廃問題とともに論じた法書が12種あるが、これらはほとんど西洋人と中国人の著書であり<sup>47</sup>、それ以外は日本人の著書である。

また、朝鮮とソビエトおよび大東亜共栄圏についてはそれぞれ1種ずつある<sup>48</sup>。国際私法では、鉄道敷地の問題と敵産、借款問題を扱っている本もある<sup>49</sup>。このような現象は、東洋において国際法が受容された歴史的背景を反映している。

#### 4) 私法

##### ①民法

民法では、総記のほかに下位分類として民法の編制に沿って総則、物権法、債権法、親族法、相続法、登記法、借地借家法、判決例などをおいている。以下のような各種民法編纂資料や教科書などがよく揃えられている。

『民法草案・民法草案財産編・民法草案財産取得編・民法草案・修正民法草案・修正民法草案』（1877）、『（再閲）民法草案註釈』（1885）『（再閲）修正民法草案註釈』（1887）、『民法中修正案参考書、註釈民法理由 [3]』（1899）『民法修正案理由書 [3]』（1898）、『法典調査会議事速記録』（80冊）（1932）『民法草案財産篇講義』（1938）など。『民事慣例類集』（1877）『日本民事慣例類集』（1932）；星野亨『明治民法編纂史研究』（1943）参照。

外国法に関する研究では、フランス法とドイツ法が主となるが、英米法やスイス法もある。初期のフランス法から、後期にはドイツ法へとその比重が移っており、Anton Menger の『民法と無産者階級』（1928）も翻訳された。

朝鮮に関する著書は、朝鮮総督府中枢院が刊行した『民事慣習回答彙集』（1938）のほか、不動産証明と登記<sup>50</sup> および親族相続法<sup>51</sup> などに限られる。これとは対照的に、満洲国や中国に関する著書はおびたしい。以下のように、中国の慣習調査に関する各種の報告書、法令集、註釈書が網羅されている。

報告書：『台湾私法』（13冊、1910）、朝鮮銀行調査局『満洲ノ不動産権ニ関スル調査』（1917）、『支那物権慣習論』（1925）、『支那ノ民事慣習彙報』（1934）、『支那ノ民事慣習』（1936）、『支那民事慣習

<sup>45</sup> (英) 費利摩・羅巴德著／(英) 伝蘭雅口訳／兪世爵筆述／汪振声・錢国祥校、江南製造局翻譯館発行。

<sup>46</sup> 『日清戦役国際法論』（1896）、『日露戦役国際法論』（1908）、『日露戦役国際公法』（1911）。

<sup>47</sup> Franke, Otto／前原光雄訳『支那治外法権史』（1944）；(満洲) 総務庁弘報処編『治外法権撤廃読本：産業行政篇』（満洲行政学会、1938）。

<sup>48</sup> 『朝鮮国際警察論』（1914）、『ソヴェート国際法概論』（1937）、『大東亜国際法叢書』（1942）。

<sup>49</sup> 『鉄道付属地の法律関係』（発行年未詳）、『敵産管理の理論と実際』（1943）、『敵産管理法及関係命令並ニ告示・外国人関係取引取締規則及関係告示』（1943）、『借款の法律関係』（1919）など。

<sup>50</sup> 『朝鮮不動産証明令義解』（1911）、『朝鮮不動産登記ノ沿革』（1921）、『朝鮮登記関係法令全集』（1938）、『朝鮮不動産登記書式並実例』（1940）など。

<sup>51</sup> 『朝鮮親族相続慣習法綜攬』（1926）、『朝鮮親族相続法要論』（1931）、『現行朝鮮親族・相続法類集』（1939）など。

調査報告』(1943)、『支那満洲民事慣習調査報告』(1944)、『祭祀公業並台湾ニ於ケル特殊法律ノ研究』(1938)など。

法令集：『台湾親族相続令第二草案』(1913)、『中華民國民法対訳』(1930)、『満・支私法文献(邦文)解題』(1939)、『満洲帝国国民商法典』(1940)、『親属継承法要綱審義録』(1942)など。

注釈書：『支那現行民法法則』(1911)、『(註訳) 中華民國民法総則編』(1930)『中華民國民法』(1930、1931; 2種)、『満洲国民法総論』(1940)、『満洲国民法総則』(1939)、『満洲民法読本』(1942); 『ヘーデマン土地法要綱』(1937)、『中国土地法』(1944)など。

結局のところ、朝鮮よりも中国や満洲国に対する関心が高かったことをよく示している。借地借家法に関する著書も11種があるが、これは新たに社会問題として浮上した地代問題についての関心が反映されたものである。各種判決集、判例評釈や研究資料など26種が所蔵されている。

## ②商法

商法は、一般に加えて商法の編成に沿って総則、会社法、商行為法、手形法、海商法、保険法と判決例で構成されている。

外国法はドイツ法書が目立っていて、フランス法はなく、保険法には英米法書が見える。日本的な状況を反映した例としては、地震約款無効論(1923)や軍艦千島訴訟録(3冊)がある。朝鮮に関する資料はないが、中国や満洲国については7冊がある<sup>52</sup>。特異な例としては、内務省刊『独逸国家失業保険法案』(1922)を保険法に含めているが、これは社会法に対する当時の認識の低さを示している。

## 5) 訴訟法・裁判所

### ①訴訟法

訴訟法では、刑事訴訟、民事訴訟、強制執行・競売法および破産法・和議法を置き、裁判所は独立項目として公証人、弁護士を追加しているが、陪審制は混同されて刑事訴訟と裁判所に分散されている。

初期からフランス治罪法書や個別国家の法書がある<sup>53</sup>。満洲国に関する本はないが、中国については民事・刑事の訴訟法書がそれぞれ2種ある<sup>54</sup>。朝鮮については、解説書がそれぞれ1種あり、また、法令集がある<sup>55</sup>。

<sup>52</sup> 『中華民國会社法』(1933)、『中華民國海商法』(1936)、『中華民國に於ける保険関係法規』(1938)、『中国商業習慣大全』(1941)、『満洲主要会社定款集』(1934)、『満洲国商人通法概論』(1937)、『満洲国会社法規解説旧公司法との比較対照』(1938)など。

<sup>53</sup> 『治罪法詳解』(3冊、1867)、『仏国治罪法講義』(4冊、1876)、『埃太利破産法及和議法』(1922)、『(和訳) 欧洲各国民事訴訟法』(1926)、『独逸陪審法及小年裁判所法』(1928)、『イギリス証拠法研究』(1938)など。

<sup>54</sup> 『中華民國刑事訴訟法』(1930、1938)、『中華民國民事訴訟法』(1934、1940)。

<sup>55</sup> 『朝鮮刑事訴訟法講義』(1936)、『朝鮮民事訴訟法』(1930)、朝鮮総督府法務局編『朝鮮人事調停令解釈資料集』(1939)。

## ②裁判所〔司法制度〕

裁判所の分類で注目すべきは、『日本弁護士史』（1914）と『岸清一訴訟記録集』（12冊、1935）である。朝鮮に関する本には、朝鮮総督府刊『朝鮮の司法制度』（1936）、『朝鮮総督府裁判所監督官協議決定事項』（3冊、1917）があり、張裕淳編『裁判に関する法律』（1908）がある。中国関連の本はないが、満洲国については3種ある<sup>56</sup>。

この分野の本は、研究が活発ではないため数は少ないが、中国や満洲国に関する本が所蔵されている。

## 6) 判決例・法令集

## ①判決例

多様で大部な資料が発行所別に所蔵されている。日本の判決集としては、法曹会編『大審院判例要旨類纂』（4冊）、中央大学編『大審院判例要旨類集』、判決例調査所編『大審院民事棄却判例集』（4冊）がある。また、法律新聞社編『判決要録』（15冊、1914）、帝国判例法規出版社が1932-1943年に発行した『条別追加帝国判例輯覧』など43冊、大阪の啓法会が1932-1941年に発行した『個別関連判決集』29冊、柴田義彦編『特別法規判例学説全集』（15冊、1933）、美濃部達吉編『公法判例評釈』（8冊、1934）、日沖憲郎編纂代表『日本判例大成』（27冊、非凡閣、1935-7）、半田健次郎編輯『判決総攬』（12冊、名古屋：判決例調査所、1914-30）などがある。

朝鮮に関する本は、（朝鮮）司法協会が編纂・発刊した『司法協会決議回答輯録』（1932）、『統決議回答輯録』（1932）、朝鮮高等法院で編纂・発刊した『朝鮮高等法院判例要旨類集』2種〔1923、1930〕がある。そして私撰としては、置鮎敏宏編『朝鮮法律判例決議総攬』（1927）がある。

日本の大審院の判決録と朝鮮の高等法院判決録は、定期刊行物に分類されている。しかし、要旨を収録したものは単行本として分類されており、『大審院判例要旨類纂〔集〕』は1939年まで4冊、『高等法院判例要旨類纂集』は1943年まで刊行された。また、他の分野とは異なり、中国や満洲国に関するものはない。

単純な判決要旨のみを収録した本よりは、それなりに編集された判決集を中心に所蔵されている。これは、京城帝国大学法文学部の法学研究が、実用的というよりも理論的であったことを反映している。

## ②法令集

多様で大部な資料が発行所別に所蔵されている。日本や朝鮮だけでなく、中国や満洲国に関する資料も多く所蔵されている。内閣記録局編『法規分類大全』（75冊、1891）、大蔵大臣官房編『現行法規集』（14冊、1906）、帝国判例法規出版社編『現行法規類典』（14冊、1930）；農林大臣商工大臣官房文書課編『農林商工法令輯覧』（3冊、1933）などがある。

戦時期に入ると、統制経済に関する法令集が増えた。『統制経済法令集』（1941）、『統

<sup>56</sup> 『満洲国法院組織法並付属法令』（1936）、『満洲国司法機関一覧表』（3冊、1938、1939）、『満洲国司法事務共助連絡会議録』（1939）など。



制法全書・戦時立法』(1942)、重要産業協議会編『統制法令解説叢書』(6冊、1942)、銀行問題研究会編『戦時統制法令叢書』(大阪：15冊、1942)などがある。

朝鮮の法令集は以下の通りである。大韓政府財政顧問部『(現行)大韓法規類纂』(1907)、韓国内閣記録課編『法規類編』(10冊、1908)『法規統編』(2冊、1909)、帝国地方行政学会朝鮮本部編『現行朝鮮法規類纂』(10冊、1937)、『朝鮮時局関係法規』(1938)、『時局関係朝鮮重要制裁法規』(1939)、朝鮮総督府秘書課『朝鮮総督府人事法規』(1922、1935)。

中国の法令集は以下の通りである。中華民国臨時政府行政委員会編『現行中華民国法令輯覧』(3冊、1939)、中華法政学社編『国民政府現行法令全書』(22冊、1928)『国民政府現行六法全書』(14冊、1928)、(民国)徐百齊編『中華民国法規大全』(11冊、1937)。

満洲国の法令集は以下の通りである。台湾総督府『台湾法令輯覧』(6冊、1937)、満洲国司法部法務司編『満洲国司法資料：法令』(7冊、1933)、(満洲)国務院法制処編『満洲国法令輯覧』(5冊、1937)、帝国地方行政学会編『(満日訳)満洲国六法全書』(1933)。

特異なものとしては、外務省調査部編『ソ連邦法令要覧』(1935)、比律賓協会編『日比関係法規集』(1939)などを挙げることができる。

## おわりに

近代における知識の伝承は、私的領域ではない公的な領域で担われ、なかでも図書館がその中枢としての役割を果たした。韓国でも、1900年代初めに近代的な図書館設立運動が展開されたが、1923年の朝鮮総督府図書館の設置により、その結実を見た。韓国における近代的な法学教育は、1895年に法官養成所の設立から始まり、教育目的として図書を刊行・蒐集した。1925年に京城帝国大学が設置され、翌年に同大付属図書館が設立されたことは、植民地朝鮮において近代的な学問が根差す土台となった。同図書館は、朝鮮総督府図書館よりも多くの蔵書を誇る、植民地朝鮮における最大の図書館であった。

本稿は、京城帝国大学付属図書館に所蔵された東洋法書を概観し、その特徴を検討した。同大図書館では、独自の十進法体系を用いて図書を分類している。東洋法書は5000番代に該当し、その特徴は以下の通りである。①政治、行政、そして植民および移民を含んでおり、行政法と裁判は行政に含めて法律から分離した。②憲法よりも国法学を上位に置いた。③実定法は法典の編制に忠実に沿っていたが、刑事訴訟は刑法の下位分類ではなく、訴訟法として分類し、民事訴訟および強制執行、破産法などを包括する民事手続きに置いた。④判決例と法令集を独立させた。⑤刑事政策を置いているにもかかわらず、刑務所は行政に分類し、著作権法などもやはり行政に分類した。全般的に規制の側面が強く表れている。

京城帝国大学付属図書館に所蔵された図書は、純粹に研究用のみに活用されたわけではなく、間接的に朝鮮総督府の植民地政策に活用された。朝鮮総督府は、円滑な植民地統治のために朝鮮の慣習などを調査した。その嚆矢は、1906年から行われた慣習調査で

ある<sup>57</sup>。同調査では、実地調査だけでなく文献調査も行われ、文献調査には奎章閣所蔵の法書などが活用された。奎章閣所蔵の法書は、朝鮮総督府中枢院で『経国大典』以下の法典を刊行する際にも活用された<sup>58</sup>。

朝鮮総督府中枢院調査課で発行した『李朝の財産相続法』（1936；喜頭兵一執筆）、『朝鮮祭祀相続法論序説』（1939；野村調太郎執筆）、『李朝法典考』（1936；麻生武亀執筆）などや、藤田東三『李朝実録朝鮮婚姻考』（大同印書館、1941）もやはり京城帝国大学付属図書館の資料を積極的に活用した成果である。

現在、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院には、「実録抜萃」という題名で「警察例、禁制例、禁酒例、文記例、法典例、赦例、相続、贖例、贓例、裁判例、懲戒例、処刑例、親族、刑具類、刑律例、刑獄例、婚姻、牧畜ニ関スル記事」といった朝鮮王朝実録から関連記事を抜粋した18点の資料が所蔵されている。これは、おそらく朝鮮総督府中枢院で朝鮮王朝実録から抜粋したものと思われ、その目的は歴史——朝鮮の実情——に立脚した政策立案のためであったと推測される<sup>59</sup>。

本稿では、狭義の法書である5000-5300番代の法書を分析対象とした。東洋書の単行本の全体は185,553冊、そのうち該当する本は11,272冊と全体の6.07%を占める。そして京城帝国大学付属図書館に所蔵された定期刊行物は全251冊である。定期刊行物には、単行本として分類される法令集や判決集も含まれ、法律関連の新聞、統計や年報、そして学術誌がある。

単行本は、地域別に中国法制（史）が5,966冊で全体の52.93%を占め、法制史全体が6,860冊で60.86%と圧倒的である。その次が民法で、1,101冊の9.77%である。憲法を含めた国法学が2.7%と少なく、その他の実定法は2-5%を維持している。裁判所や国際法の比率が2%でこれに続く。そして法令集も5.7%と比較的高い比率を見せている。そのほか、日本の実定法学に関する文献だけでなく、外国法に関する単行本も相当数が所蔵されている。しかし、朝鮮に関する単行本の蔵書数は低い比率を示している。

京城帝国大学付属図書館は、植民地朝鮮において最大規模の図書館であった。しかし、研究対象は植民地朝鮮ではなかった。蔵書の相当数を占めるものは、中国と満洲についての書籍であり、朝鮮で発行された書籍は朝鮮総督府で刊行されたものを中心に構成されていた。これは、朝鮮を大陸侵略の前線基地と認識する日本の政策と密接な関連があった。京城帝国大学付属図書館の東洋法書の構成だけを見ると、普遍的学問も副次的

<sup>57</sup> これについては、拙稿「日本の慣習調査とその意義」『韓国近代法史攷』（博英社、2002）を参照。

<sup>58</sup> ちなみに『大典会通』の場合、『慣習調査報告書』を編纂する際には「奎3425」本を、『校註大典会通』（1939）には「奎11972」本を利用した。朝鮮総督府中枢院調査課で刊行された法典は以下の通りである。『経国大典』（1934）、『大典統録及註解』（1935；大典後統録、経国大典註解を含む）、『統大典』（1935）、『校訂大明律直解』（1936）、『万機要覧：財用篇・軍政篇』（1937、1938）、『秋官志』（1939）、『受教輯要』（1944；各司受教、受教輯録、新補受教輯録を含む）の13種8冊。

<sup>59</sup> 京城帝国大学所蔵法書が具体的に植民政策に活用されたのかについては、研究成果とともに検討すべきものであるため、今後の課題としたい。ここでは、京城帝国大学法文学部で刑事法の担当教授であった花村美樹の「朝鮮史分類史：朝鮮法制史」（朝鮮史学会編『朝鮮史講座』1924）では、当時朝鮮に対する一般的認識、すなわち社会進化論に立脚した朝鮮史停滞論がそのまま反映されているという点を言及するにとどめる。

なものに過ぎなかった。それが、植民地の限界だったと思われるのである<sup>60</sup>。

(原文：韓国語、日本語訳：金炳辰・田中俊光)

<sup>60</sup> しかし、西洋法書を対象とすると異なってくるであろう。ローマ法の担当教授船田亨二が館長を務め、西洋法学者 Ferdinand Knip、Friedrich Tetzner、Ernst Zitelmann らの蔵書を大量に購入した。そして、ドイツ語からなる基礎法学関連の法書のみ限定すれば、法学一般が 113 冊、法哲学が 630 冊、ローマ法が 1,015 冊、ドイツ法制史が 182 冊、その他 168 冊で計 2,108 冊になる。そのほか、民法などの膨大な書籍があり、続いて西洋法書 40 冊を紹介している（崔鍾庫、前掲論文、287-288 頁および 292-324 頁）。また、1996 年に刊行されたソウル大学校中央図書館編『ソウル大学校開校 50 周年記念中央図書館所蔵貴重図書展展示図書解題目録』で紹介された西洋貴重法書は計 33 種で、そのうち最も年代の古い書籍は、1482 年に Speyer で刊行された Azo Porcius\* の『勅法彙纂および法学提要箋論 *Summa codicis et institutiones*』である（詳細については、同書 38-47 頁参照；ローマ法担当教授崔秉祚執筆）。京城帝国大学付属図書館の西洋法書の蔵書は、当時としては世界的な水準であったという（ソウル大学校法科大学民法担当李好珽名誉教授らの証言）。この点では、法学（研究）では世界的な普遍性を志向していたといえる。同一の学者が、西洋（普遍的学問）と東洋（支配または同化）で相反する姿を見せている。これは、日本の近代化が孕んでいた原罪ではなからうか。すなわち、福沢諭吉が提唱した「脱亜入欧」論が、京城帝国大学付属図書館の法書の構成に反映されたと思われるのである。

\* Azo Porcius（約 1150-1230）：ボローニャ大学教授。イタリアでローマ法大全（*Corpus Iuris Civilis*）にスコラ的方法を動員して法学を復興させた註釈法学派（Glossatores）の大家である。

\*\*本稿は、2009 年ソウル大学校韓国学長期基礎研究「京城帝国大学図書館の形成と資料」での共同研究の一環である。